

五 国会の会期関係一覧表

(一) 召集、開会式及び会期終了日

国 会 回 次	召 集 詔 書 公 布 日	召 集 日	開 会 式	会 期 終 了 日
	召 集 詔 書 公 布 日	召 集 日	召 集 日 当 日	召 集 日 当 日
第二百九回(臨時)	令和 四、七(水)	四、八(水)	四、八(水)	四、八(水)
第二百十回(臨時)	四、六(水)	四、六(水)	四、六(水)	四、六(水)
第二百十一回	五、一(三)	五、一(三)	五、一(三)	五、一(三)
第二百十二回(臨時)	五、二(三)	五、二(三)	五、二(三)	五、二(三)
第二百十三回	六、一(水)	六、一(水)	六、一(水)	六、一(水)
第二百十四回(臨時)	六、九(四)	六、九(四)	六、九(四)	六、九(四)
第二百十五回(特別)	六、一(五)	六、一(火)	六、一(火)	六、一(火)
第二百十六回(臨時)	六、二(二)	六、二(二)	六、二(二)	六、二(二)
第二百十七回	六、二(三)	六、二(木)	六、二(木)	六、二(木)
第二百十八回(臨時)	七、一(四)	七、一(金)	七、一(金)	七、一(金)
	七、七(元)			
	七、八(金)			
	三			
	七、八(金)	一〇	七、一(水)	七、一(水)
召 集 日 当 日	召 集 日 当 日	一	六、三(火)	六、三(火)
		三	六、二(四)(木)	六、二(四)(木)
			六、一(水) (衆議院解散)	六、一(水) (衆議院解散)

備考 欄外○印は参議院議員の通常選挙後最初に召集されたもの

(二) 会期及び会期の延長

回 国 次 会											
召集日											
会 期											
(臨第三百六十九回) 時)	(臨第三百七〇回) 時)	(臨第三百七一回) 時)	(臨第三百七二回) 時)	(臨第三百七三回) 時)	(臨第三百七四回) 時)	(臨第三百七五回) 時)	(臨第三百七六回) 時)	(臨第三百七七回) 時)	(臨第三百七八回) 時)	(臨第三百七九回) 時)	(臨第三百八十回) 時)
七、八、一 一、三、四	七、一、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	六、一、云	五、一〇、三	五、一、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
七、八、一 —	—	六、二、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	—	五、一〇、三	—	—	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
五 —	—	四	九	—	五	—	充	三日	三日	三日	三日
七、八、一 —	—	六、二、二、六	六、二、二、二	六、一〇、一	—	五、一〇、三	—	—	四、一〇、三	四、一〇、三	四、一〇、三
五 —	—	四	九	—	五	—	充	三日	三日	三日	三日
五 一、吾	四	九	五	一、吾	五	一、吾	充	会期	会期	会期	会期
七、八、五 六、三、三	七、六、三、三	六、三、三、四	六、一〇、九	六、六、三、三	五、三、三	五、六、三	四、三、一〇	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
— —	—	三	—	—	—	—	—	一日	一日	一日	一日
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
— —	—	三	—	—	—	—	—	一日	一日	一日	一日
— —	—	三	—	—	—	—	—	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了	定期日又は終了予会了
— —	—	六、三、三〇	—	—	—	—	—	令和	令和	令和	令和
五 一、吾	毛	四	九	一、吾	五	一、吾	充	三日	の日期か召日ま終ら数で了会日	備考	備考
				六、二〇、九 衆議院解散							